訴 追 状

令和3年6月16 ₺

裁判官弹劾裁判所

裁判長 船 田 元 殿

裁判官訴追委員会

委員長 新 藤 義 孝

本委員会は、下記裁判官に別紙「裁判官弾劾罷免訴追の事由書」記載のとおり裁判官弾劾法第2条第2号に該当する事実があったものと認め、同法第14条第1項により同裁判官に対する罷免の訴追をする。

配

被 訴 追 者 仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事

岡 耳 基 一





裁判官弾劾罷免訴追の事由書

本 籍 (掲載省略)

住 所 (掲載省略)

被訴追者 仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事

岡 耳 基 一

(掲載省略)

生

上記の者に対する裁判官弾劾罷免訴追の事由は下記のとおりである。

記

被訴追者は、平成6年4月13日判事補に、平成9年4月13日兼ねて簡易裁判所判事に、平成16年4月13日判事にそれぞれ任命され、判事補に任命されて以来、浦和(現さいたま)、水戸、東京等の各地方、家庭又は簡易裁判所に補せられるなどした後、平成20年4月1日大阪高等裁判所判事兼大阪簡易裁判所判事に、平成23年4月1日水戸地方裁判所下妻支部判事兼水戸家庭裁判所下妻支部判事兼下妻簡易裁判所判事に、平成27年4月1日東京高等裁判所判事兼東京簡易裁判所判事に、平成31年4月1日仙台高等裁判所判事兼申京簡易裁判所判事に、平成31年4月1日仙台高等裁判所判事兼加台簡易裁判所判事にそれぞれ補せられ、今日に至っている者である。

被訴追者は、裁判官であることが他者から認識できる状態で

- 第1 平成27年11月12日に東京都江戸川区内で発生した強盗殺人、強盗強姦 未遂事件(以下「刑事事件」という。) について
 - 1 インターネット回線に接続されたパーソナルコンピュータ等の通信機器を使用して直接書き込む等のインターネットを介する方法により、平成29年12月13日頃、東京都内又はその周辺地域において、ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)「Twitter」に、被訴追者の担当外である刑事事件の東京高等裁判所における控訴審判決を閲覧することがで



きる裁判所のウェブサイトのアドレスを掲載するとともに、「首を絞められて 苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男」、「そんな男に、無惨にも 殺されてしまった17歳の女性」と記載した文章を投稿して掲載し

- 2 同月30日頃、前記1の場所において、前記1と同様の方法により、前記Twitterに、前記1の投稿について、「今回問題になったツイートは、フェイスブックでもつぶやいていましたが、こちらは、削除要請がなかったので、そのままになっています。」などと記載した文章を投稿して掲載し
- 3 平成30年3月15日に東京高等裁判所長官から、前記1の投稿をして刑事事件の被害者遺族の感情を傷つけるなどしたことは、裁判官として不適切であるとともに、裁判所に対する国民の信頼を損なう行為であるとして、下級裁判所事務処理規則第21条に基づき文書による厳重注意を受けたにもかかわらず、同月29日頃、前記1の場所において、前記1と同様の方法により、前記Twitterに、「「内規に反して判決文を掲載」したのは、俺ではなく、東京高裁(^_^)」と記載した文章を投稿して掲載し
- 4 前記Twitterに後記第2の犬の返還請求等に関する民事訴訟(以下「民事訴訟」という。) について記載した文章を投稿して掲載した行為に関する分限裁判の審問期日が実施された同年9月11日、東京都千代田区霞が関一丁目1番4号東京高等裁判所内に所在する司法記者クラブにおいて、その発言内容が不特定多数の者に周知される可能性があることを認識しながら、刑事事件の被害者遺族について、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除してくださいっていう話があったのでその場で削除いたしました。」などと発言し
- 5 同年10月5日頃、前記1の場所において、前記1と同様の方法により、被 訴追者が開設した不特定多数の者が閲覧可能な「岡口基一の公式ブログです」 と題するブログに、「遺族には申し訳ないが、これでは単に■縁をつけている だけですよ。」との見出しをつけて記載した文章を投稿して掲載し
- 6 前記4の分限裁判において、同月17日に最高裁判所から戒告の決定を受け



たことについて、同月下旬頃、日本国内において、週刊現代のインタビューを受け、その発言内容が週刊現代に掲載される可能性があることを認識しながら、刑事事件の被害者遺族について、「被害者の女性の遺族は、もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議していた。判決文を公開したのは、私ではなく最高裁です。それがいつの間にか、私のツイートの文言で傷ついたに変わり、それに基づいて私の厳重注意処分がなされました。しかしそれが終わると、再び、判決文を裁判所のウェブサイトに載せられたことに傷ついたという主張に戻っている。この事実は、私のブログのコメント欄に遺族の方が自ら投稿しています。そして毎日新聞の報道によれば、更に考えを変えて、私のおちゃらけたツイッターで紹介されたことで傷ついたと、4回も「傷ついた理由」を変えているんです。これって、どういうことなのでしょうか。」などと発言し

- 7 平成31年3月4日に行われた裁判官訴追委員会の事情聴取において、今後、 刑事事件の被害者遺族及び民事訴訟の当事者を傷つけるようなことをSNS の投稿等でするつもりはなく、後記(2)の「Facebook」などでその方々 のことを取り上げないと陳述したにもかかわらず
 - (1) 同月21日頃、前記1の場所において、前記1と同様の方法により、被訴追者が開設した不特定多数の者が閲覧可能な「分限裁判の記録 岡口基一」と題するブ■グに、「遺族を担ぎ出した訴追委員会」との見出しの下に、「審理のために、平穏であるべき遺族自身を担ぎ出したという経緯になっている」などと記載した文章を投稿して掲載し
 - (2) 令和元年11月12日頃、宮城県内又はその周辺において、前記1と同様の方法により、SNS「Facebook」に、「その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、「リンクを貼って拡散したこと」を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたり



しているというわけです。」などと記載した文章を投稿して掲載し

- (3) 同月15日頃、前記(2)の場所において、前記1と同様の方法により、前記 Facebookに、「遺族のみなさまへ ある方から、遺族のみなさまが、 私のフェイスブックを毎日読んでくださっており、「最高裁に告ぐ」もお読み いただいたという話をお聞きしました。ありがとうございます。ところで、 みなさまは、私が最高裁のウェブサイトの判決書のリンクを貼って拡散した ことを非難するツイートを今年度に入ってからも繰り返しされており、今年 の8月には、私の罷免を求める署名活動を始められています。内規に違反す る判決書の公開をしたのは東京高裁であるにもかかわらず、東京高裁のこと は一切批判されずに、そのリンクを貼った私を署名運動までして批判される 理由がどうしてもわからず、みなさまが、第三者から変なことを吹き込まれ ているのではないかと思い、「洗脳されている」というような表現をしてしま いましたが、この表現は、自分で思い返しても使うべき表現ではなく、撤回 して、関係者の方々を含め、深くお詫び申し上げます。毎日ご愛読いただい ているにもかかわらず、本当に申し訳ありませんでした。しかし、上記の私 の疑問は残ったままであり、何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねませ ん。ぜひ、一度、その理由をお聞かせいただければ幸いです。FBのメッセ その他の方法によりご連絡をいただけないでしょうか。その中で、こちらか らも、改めて謝罪の言葉を述べさせていただければと思っています。なお、 元記事は、私のなりすましであるオカロキーさんに転載されてしまうと、そ の後、私自身で管理できなくなるため、転載される前に削除させていただき ましたので、その点もご了承いただければと思います。よろしくお願いいた します。」と記載した文章を投稿して掲載し
- (4) 同月18日頃、前記(2)の場所において、前記1と同様の方法により、前記 「分限裁判の記録」岡口基一」と題するブログに、「「洗脳発言」報道につい て」との見出しの下に、「内規に違反して性犯罪に関する本件判決書をアップ



してしまったのは東京高裁です。遺族も、当初は、本件判決書がネット上に あることを批判していたのです。ところが、遺族は、東京高裁との交渉を経 た結果、東京高裁が本件判決書をアップしたことは何も悪くない、悪いのは 私一人であるという考えに完全に変わり、現在では、裁判官訴追委員会に私 の罷免を求めるのみならず、その賛同を求めるために今年の8月にはネット 上での署名活動まで始められています。私が東京高裁を通じてした謝罪の申 入れを拒否しておきながら、今年3月のNHKの取材に対しては、私が早く 謝罪をしなかったのが問題であると答えられています。早く謝罪しようにも、 本件判決書は被害者の名前等は隠されて何の事件なのかわからないようにさ れていますし、わかったとしてもその遺族の方の連絡先などわかるはずがあ りません。このような経過があったことから、私は、遺族の方々の考え方は 東京高裁によって大きく変えられたのではないかと疑い、これを「東京高裁 による洗脳」と表現したものです。」、「ところで、西川伸一教授の推測による と、東京高裁は、その頃、私のツイートによる情報発信自体を止めさせよう としており、そのためのチャンスをうかがっていました。そういう中で、ま さに遺族の方々による上記抗議が行われました。東京高裁は、この抗議を最 大限利用しようとした可能性もあります。書面による厳重注意処分すればツ イートによる情報発信自体をやめるであろうと考えたというわけです。もし そうだとすると、東京高裁が遺族感情を利用したということになります。現 在は、遺族と私が、訴追申立人と訴追被申立人の関係となっているのですが、 私が戦うべき相手は、矢面に立っている遺族の方々ではなく、その後ろに隠 れている東京高裁や、その思いどおりの報道をしてしまうマスコミなのかも しれません」、「戦うのであれば、遺族の方々と戦うのではなく、私が本来の 敵を相手にすべきなのです。「洗脳」という言葉をあそこで使ってしまったの は、私に対する攻撃の手を緩めない遺族の方々にも早く目を覚ましてもらい たいという思いも込められていたのかもしれません。」などと記載した文章を



投稿して掲載し

これらを不特定多数の者が閲覧又は視聴可能な状態にして刑事事件の被害者遺 族の感情を傷つけるとともに侮辱し

- 第2 東京高等裁判所で控訴審判決がされて確定した被訴追者の担当外の事件である る犬の返還請求等に関する民事訴訟について
 - 1 平成30年3月15日に東京高等裁判所長官から、前記第1の1の投稿をして刑事事件の被害者遺族の感情を傷つけるなどしたことは、裁判官として不適切であるとともに、裁判所に対する国民の信頼を損なう行為であるとして、下級裁判所事務処理規則第21条に基づき文書による厳重注意を受けたにもかかわらず、同年5月17日頃、前記第1の1の場所において、前記第1の1と同様の方法により、前記Twitterに、民事訴訟に関する報道記事が閲覧可能なインターネット上のウェブサイトにアクセスするためのリンクを貼り付けるとともに、「公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、もとの飼い主が名乗り出てきて、「返して下さい」え?あなた?この犬を捨てたんでしょ?3か月も放置しておきながら・・裁判の結果は・・」と記載した文章を投稿して掲載し
 - 2 前記1の投稿をして訴訟当事者の感情を傷つけた行為が裁判所法第49条の「品位を辱める行状」に当たるものであるとして、裁判官分限法第6条に基づき、同年7月24日に東京高等裁判所から分限裁判を申し立てられたにもかかわらず、同月29日頃、前記第1の1の場所において、前記第1の1と同様の方法により、前記「岡口基一の公式ブログです」と題するブログに、「東京高裁「うちの白ブリーフ裁判官が犬を捨てた飼い主を冷やかすようなツイートをして飼い主を傷つけたので最高裁に処分してもらいます」」との見出しが付され、氏名不詳者らによる民事訴訟の訴訟当事者に対するものと思われる「犬捨てるな」、「クソ飼い主」などの複数の投稿が掲載されているインターネット上の掲示板にアクセスするためのリンクを貼り付けるとともに、前記見出しと同



- 一の文言を記載した文章を投稿して掲載し
- 3 前記1の投稿をして訴訟当事者の感情を傷つけた行為が裁判所法第49条の「品位を辱める行状」に当たるものであるとして、裁判官分限法第2条に基づき、同年10月17日に最高裁判所から戒告の決定を受けたにもかかわらず、平成31年1月8日頃、前記第1の1の場所において、前記第1の1と同様の方法により、前記「分限裁判の記録 岡口基一」と題するブログに、前記1の文言を記載した前記Facebookにアクセスするためのリンクを貼り付けるとともに、「本件ツイートが、まだ残っていました」との見出しの下に、「フェイスブック上にはまだ残っていたものです」と記載した文章を投稿して掲載し

これらを不特定多数の者が閲覧可能な状態にし、もって裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すとともに、当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめたものである。

被訴追者の前記一連の行為は、裁判官弾劾法第2条第2号に規定する裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときに該当する。